

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課
東京労働局長 土田浩史様

めぐろユニオン
(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302)
会長 井上晴雄

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

過日東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金の28円増を答申しました。

私たちめぐろユニオンは、以下7月21日の審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと低額改定の変更を求めます。

1. 目安方式による最低賃金改定は、破たんしています。

7月16日中央最低賃金審議会は、目安小委員会の決定を受け、全国A-Dランク同一28円的最賃引き上げ目安を決定しました。今、これをそのまま是認した東京都最低賃金の改定がおこなわれようとしています。

昨年2020年は中央最低賃金審議会「目安提示見送り」にたいし、41県で最賃改定＝引き上げが行われ、特に地域間格差の拡大への懸念が表明されましたが、格差は2006年の109円から2020年には221円まで広がりました。今回の全国A-Dランク同一28円という目安は、格差是正にはつながりません。中央最低審議会自身が、昨年度の検討以前から、A～Dランクの「目安」提示という方法について見直しの必要性を自覚していたにもかかわらず、目安の在り方見直し論議を、「コロナ」などの理由をつけ、今秋以降に先送りとしたためです。その「目安」にそのまましたがった東京都最低賃金の改定は、みとめられません。

2. 最低賃金の密室審議は認められません。

東京地方最低賃金審議会は、公開の審議会会議も、コロナを理由に傍聴者を4人と半減させ、別室での中継なども行ないませんでした。また議事録などの公開も、規定改正して早めるとしたものの、次回会合時まで公開されていません。実質論議の小委員会については全く非公開、今日に至るまで小委員会委員名簿も公示されておらず、中央最低賃金審議会よりもはるかに公開度が低く、おそらく全国最低の密室審議です。

そもそもILO最賃条約(131号)は、最賃決定を「**関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う**」としています。しかし結果として、2020年は据え置き、2021年は政府の方針にそった中央最賃での公益委員見解の延長上での28円アップと、労使双方の関係しないところで、本来よるべき各地域での各年の賃上げ率、物価上昇などを考慮することなく決まっています。しかもこの政府方針は2017年の「早期に加重平均1000円を目指す」(働き方改革実現会議決定)が出発点ですが、2020年は0-3円の引き上げとなり、2021年5月に再度「早期に平均1000円」と経済財政諮問会議で定めたという一貫性のないものです。

各国の最低賃金の動向をみれば

英：2020年までに収入の中央値の60%以上にするという目標を達成したのち、2024

年まで中央値の3分の2までに引き上げる方針

仏：賃金スライド+物価スライド+政府加算（2020は政府加算なし）

独：各産業別など協約賃金上昇率をもとにする

など明確な基準のもとに決められており、コロナ禍でもこれを基本に一時避難的減額はあったものの、2020,2021ともに引き上げられました。最低賃金は国としての基本政策となっており、そのつどの政権方針を密室で追認するのではなく、客観的にしめされた方針を労使の合意を踏まえぶれずに実施することが必要です。

3.最低賃金の審議に不可欠な意見聴取の方法が、不適切です。

東京での密室での最低賃金審議は、最低賃金でくらす労働者の意見を反映していません。事案から考えれば、審議会審議の公開などはもちろん、幅広くパブリックコメントを公示する、メールでの意見提出を可とする、さらには他府県で行われている意見陳述の機会を保障することが求められます。欧州などと比較して労使協約賃金による最賃決定の性格が弱い日本などでは、最賃審議への「関係労働者・労働団体」の意見反映が必要です。韓国の最賃審議では、非正規労働者・若者などの審議会参加が法定されています。しかし東京での最賃審議は、密室かつその参加者も、労働側委員でも大手企業の多くは組合専従者で、最低賃金で働くものやその同僚ですらない、さらに審議会への意見陳述なども認められず、全国最低の参加度です。非正規雇用の拡大が、最低賃金労働者を増大させるとともに、労働組合の組織率も低下させて、フリーランスなど「雇用でない労働」も増大する状況が、コロナ禍対策でも浮き彫りにされました。その最先端にある東京の労働者の状況からみれば、東京都最低賃金の審議のありかたそのものが不十分です。審議会審議のやり直しを求めます。

4.28円UPでは足りません。

- a. この間われわれにももコロナ禍で、介護・保育・飲食店などの多くの非正規労働者、いわゆる『エッセンシャルワーカー』から、雇用・賃金など多くの相談が寄せられました。最低賃金ぎりぎり働く彼ら彼女の努力・苦境を考えると、雇用維持はもちろん、賃上げこそがいまこそ求められます。
- b. 『雇用調整助成金』を活用した休業補償について助成金の本来の上限日額8330円が東京の最低賃金額とほぼ同額以下になります。コロナ過の対策としてこの上限額が日額15000円：時給1875円相当への大幅引き上げられ、幾度となく打ち切りが計画されたにもかかわらず、今日まで特例として継続さらていることから最低賃金も引き上げられるべきと考えます。しかしこの雇用調整助成金上限額の引上げに関連しての考察がまったく行われていません。全国で最もこの上限額が最低賃金に近づいた東京都の最低賃金審議としては不十分です。
- c. 本来の政府方針、2017年の「早期に加重平均1000円を目指す」（働き方改革実現会議決定）から考えるなら、昨年の据え置きをくわえた少なくとも2年分の引き上げと、それに上乘せする格差是正が必要です。全国で最も高い東京都の最低賃金を2年分、6%60円以上引き上げて基準とし、各地域はこれに向け大幅引き上げで格差を詰めることで早期に目標を達成することが必要です。28円では足りず、全国格差の解消にもなりません。

以上